

## 愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始)の要件	返還支援の上限(総額) (支援の期間・内容等)	ホームページ
愛媛県	愛媛県 中核産業人材 確保奨学金返 還支援制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の翌年度末に大学、大学院を卒業又は修了予定</li> <li>・日本学生支援機構奨学金(第一種又は第二種)を貸与中</li> <li>・「ものづくり産業分野(建設業、製造業、卸売小売業、土木建築サービス業)」、「IT関連分野(製造業、情報通信業)」、「観光分野(宿泊業、飲食サービス業、旅行業)」に属する事業を営む登録企業への就職を希望する者</li> </ul>	年度ごとに決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録企業へ正社員として就職</li> <li>・1年間の就業</li> <li>・1年間の奨学金の返還</li> </ul>	117.6万円 (奨学金年間返還額の2/3または16.8万円のいずれか低い額を、就業実績・返還実績に応じ、最長7年間助成)	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansiensido.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/henkansiensido.html</a>
	愛媛県 中核産業人材 確保奨学金返 還支援制度(IT 人材確保枠)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍する卒業前年次若しくは卒業年次の方又は既卒者で登録企業への就職を希望する方(応募時点で登録企業に雇用されている方を除く)</li> <li>・情報処理推進機構が定めるITスキル標準レベル2以上の情報処理技術者試験に合格している方</li> <li>・日本学生支援機構奨学金(第一種又は第二種)貸与中</li> </ul>	年間 20名程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録企業へ正社員として就職</li> <li>・1年間の就業</li> <li>・1年間の奨学金の返還</li> </ul>	141.1万円 (奨学金年間返還額の4/5または20.16万円のいずれか低い額を、就業実績・返還実績に応じ、最長7年間助成)	<a href="https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html">https://www.pref.ehime.jp/h30580/syougakukinn/it_jinzai.html</a>
今治市	奨学金返済補助金支給事業 (Free財団)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体、学校、公益法人、営利法人などから奨学金の貸与を受けていること</li> <li>・大学院、大学、短期大学、専門学校、高等学校、専修学校、各種高等教育機関を卒業もしくは卒業見込みで有ること</li> <li>・愛媛県内に就職及び居住している、又は愛媛県内に就職及び居住する見込みで有ること</li> </ul>	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者が奨学金返済支援を受ける期間、愛媛県域内に居住、かつ、域内の企業(事業所)等(自営業含む)に就業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職先や居住先に応じて、月額最大2万円、最長補助期間10年</li> </ul>	なし
宇和島市	宇和島市 奨学金返済 支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高校、大学等の在学中に、奨学金の貸与を受けた者</li> <li>・申請年度の前年度以前に奨学金等の返済を開始した者</li> <li>・満40歳以下で、現に宇和島市に居住しており、引き続き5年を超える期間市内に居住の意思がある者</li> <li>※公務員は対象外</li> </ul>	設定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宇和島市に居住しており、平成27年3月1日以降に事務所等に1年以上継続して就労している者(起業、一次産業への従事含む)</li> <li>・延滞なく奨学金を返済している者</li> <li>・市税等の滞納がない者</li> </ul>	100万円 (年間上限20万円×5回、交付申請年度の前年度奨学金返済額の2/3を、年度末に認定者あてに支給)	<a href="https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/soumu123.html">https://www.city.uwajima.ehime.jp/soshiki/30/soumu123.html</a>

## 愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始)の要件	返還支援の上限(総額) (支援の期間・内容等)	ホームページ
新居浜市	新居浜市 奨学金返済 支援事業	①奨学金の貸与を受けて、大学院・大学・短大・専修学校 専門課程・高等専門学校・高等学校・高等技術専門学校 に進学した人 ②奨学金を1年分以上返済済みで、奨学金返済金、市税 等に滞納がない人 ③第1回目の交付申請時の年齢が30歳以下で、新居浜 市に住民票がある人	上限なし	以下のいずれかを満たす人 (1)平成27年3月以降に市内に本社のある 中小企業に就職し、1年以上継続して 雇用されている人 (2)平成27年3月以降に市内において起業 し、1年以上継続して事業を行っている 人 (3)平成27年3月以降に市内において第 一次産業に従事し、1年以上継続して 従事している人	最大60万円 (20万円/年×3年) 【補助額】 年間奨学金返済額の2/3(最大 20万円) 【補助回数等】 1年間に1回、最大3回まで補 助(ただし、第1回目交付日か ら5年を期限とする)	<a href="https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/pro/mo/shougakukinnhennsaishienn.html">https://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/pro/mo/shougakukinnhennsaishienn.html</a>
大洲市	大洲市病院事 業奨学金返還 支援制度	大洲市病院事業企業職員の給与に関する規程(平成23年 大洲市病院事業管理規程第13号)の適用を受ける職員と して採用された日以降において、助成金の交付対象とな る奨学制度による奨学金の返還義務を有する薬剤師	設定なし	市立大洲病院職員の正職員の薬剤師 として勤務すること	月額5万円以内(最大総額360万 円) 市立大洲病院職員として採用され た日以降、最初に訪れる奨学金 の返還月から起算して10年以内	なし
久万高原町	町単独奨学金 制度(凶荒予備 奨学金)	・大学(これに準ずるものを含む)に在学する方 ・学業・人物ともにすぐれ、かつ健康な方 ・学資の支弁が困難であると認められる方 ・本町に本籍があり、親権者の住所及び生活の根拠が町 内にある方	設定なし	※返還免除要件 卒業後、5年間地域内に住居を置きか つ地域内企業等に就職	貸与を受けた町単独奨学金(凶荒 予備奨学金)の全額	なし
伊方町	伊方町奨学金 返還支援事業	町内に定住し、かつ、認定を受けた事業所に常勤として 雇用され5年以上継続して就業見込がある者	上限なし	・大学等の在学期間中に奨学金の貸与 を受けて、その返還を行っていること。 ・奨学金の返還に対し、他からの助成を 受けていないこと。 ・交付対象者及び世帯員に町税等の滞 納がないこと。 ・伊方町暴力団排除条例(平成23年伊 方町条例第20号)第2条第3号に規定す る暴力団員等でないこと。 ・町内に定住し、かつ、認定を受けた事 業所に常勤として雇用され、5年以上継 続して就業した者	申請者が年度内に返還する奨学 金の額(10/10) ※期間、金額上限なし	<a href="https://www.town.ikata.ehime.jp/reiki_int/reiki_honbun/r099RG00001010.html">https://www.town.ikata.ehime.jp/reiki_int/reiki_honbun/r099RG00001010.html</a>

## 愛媛県内自治体 奨学金返還支援取組状況一覧表

地方公共団体名	事業名等	主な申請要件	募集人数	返還支援(開始)の要件	返還支援の上限(総額) (支援の期間・内容等)	ホームページ
愛南町	愛南町 奨学金返済 支援事業	①～③の要件の全てに該当する者 ①町の住民基本台帳に登録があり、現に居住している満40歳以下の者であって、引き続き5年を超える期間居住する意思のある者 ②大学等に進学し、奨学金等の貸与を受けた者 ③補助金の交付を申請する年度の前年度以前に奨学金の返済を開始した者であって、遅滞なく返済を行っている者	上限なし	①町税等を滞納していないこと。 ②原則として町の他の移住定住の促進及び就業促進に係る補助事業等の給付を受けていないこと。 ③・町に本社等を有する企業等に就職し、1年以上継続して就労している者 ・町内において起業し、1年以上継続して事業を行っている者 ・町内において第一次産業に従事し、1年以上継続して従事している者	20万円 (補助の対象となる期間(年度内の返済が対象のため、最長でも申請年度の4月から翌年3月まで)の最終返済月の返済を確認後、申請者に支払う。) (一人当たりの申請回数は、最大で5か年度)	<a href="https://ainan-t.esnet.ed.jp/svouga-kukin">https://ainan-t.esnet.ed.jp/svouga-kukin</a>
愛南町	愛南町医師確保奨学金貸与制度	・愛南町に本人または保護者の住所がある方 ・愛媛県内の高等学校の卒業生 ・医学を専攻する大学生(自治医科大学を除く) ・愛媛県地域医療医師確保奨学金、医師確保奨学基金を貸与されていない方	1名	※返還免除要件 (1)大学卒業後2年以内に医師の免許を取得し、貸付期間の2倍に相当する期間内に指定医療機関において、貸付期間と同じ期間従事した場合 (2)町指定医療機関で従事期間中に業務上の理由で死亡、または心身を故障し、奨学金を返還することができない場合 (注意):修学一時金は免除の対象となりません。 <指定医療機関> 愛南町立国保一本松病院および同附属内海診療所 その他特に町長が認める医療機関	・入学金等:50万円を限度(1回限り) ・修学資金:月額20万円を限度(最大6年間) ・修学一時金:200万円を限度(大学5年生または6年生)	<a href="https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/kenko/kenkoiryo/sonota/shogakusei-boshu.html">https://www.town.ainan.ehime.jp/kurashi/kenko/kenkoiryo/sonota/shogakusei-boshu.html</a>